

下ビルマ米作村の農業労働者

— チュンガレー村におけるその実態 —

さい とう てん こ
齋 藤 照 子

はしがき

- I 米作村における農業労働者の存在規模
- II チュンガレー村の農業労働者の実態
- III むすびにかえて

はしがき

他の多くのアジア諸国とならんでビルマの農村も農地を保有する経営農家以外に、土地を持たない農業労働者や雑業者からなる多くの非農家層を抱えている。しかしビルマの農村のこうした階層についてはいまだ調査がまったくとどかず、その数も実態も不明である。ビルマ政府の発行する各種の統計資料を繰ってみてもその存在には、まったく触れられていない。

本稿はこうした欠落を埋める作業の糸口として、筆者が1976/77年に調査した下ビルマのチュンガレー村における農業労働者の実態を紹介しようとするものである。全体は二つの部分よりなるが第I節は、序章として書かれており、そこでは農村非農家層の中のもっとも主要な構成員である農業労働者の存在規模を既存の資料によって推定している。そこから、現代ビルマの米作村においては農業労働者が村の主要構成階層の一つをなしているという暫定的結論を導いている。第II節は実態調査の報告部分で、現代ビルマの農村における非農家層の滞留の構造とその特質についての予備的考察を、チュンガレー村の実態を踏まえて試みている。

I 米作村における農業労働者の存在規模

植民地時代、ビルマの主要米作地である下ビルマの農村地帯はひじょうに多数の農業労働者を抱えていたといわれる。1920年代の地租設定報告書の一つには「下ビルマの多くの村では土地を持たない農業労働者が支配的な構成員となった」という記述が見える(註1)。当時の下ビルマでは、家族労働と相互扶助による労働交換によって

米作を行なっている地区はごくわずかであり、大多数の地域では雇用労働に全面的に依存していた(註2)。

こうした植民地ビルマの米作地帯における大量の雇用労働力は、ファーニヴァル(註3)やアダスによれば次の三種類の源泉から供給されていた。1番目は、上ビルマからの移入農業労働者、2番目はインド人移民労働者、そして最後に抵当流れて土地を失った自作農、小作農である。当時の下ビルマの輸出向け米作農業では1農場当たりの平均面積は現在に比べはるかに大きく、30~40エーカーになる地域が多く、そこでは雇用労働力の存在が不可欠であった(註4)。こうした農場で働く農業労働者は移動性に富み、インド人移民労働者は都市における精米・港湾労働のオフ・シーズンに農村で働き、ビルマ人農業労働者の多くも集団を組んで地域ごとに少しずつ季節のずれる農作業を追って移動していた。当時の下ビルマの農業労働者の実数はわからないが1931年のセンサスによれば、ビルマ全土の農業就業者を自作農、小作農、農業労働者にわけると第1表のように農業労働者がもっとも多数を占めていた。

現在のビルマ農村をみると、独立を経てひじょうに大

第1表 植民地時代のビルマの農業就業者¹⁾の構成 (1931年)

	人	%
農業労働者	1,292,000	41.7
経営地をもつ農民	1,808,000	58.3
小作	69,000	
自作	1,118,000	
合計	3,100,000	100.0

(出所) Sundrum, R. M., *Census Data on the Labor Force and the Income Distribution in Burma 1953-54*, Economic Data Paper No. 18, Dept. of Economics, Statistics and Commerce, Univ. of Rangoon, 1958, p. 16 より。

(注) 1) 家族就業者は除く。

第2表 独立後のビルマの農業就業者の構成
(1953/54年)

——サンドラムの推計¹⁾による——

	人	%
農業労働者	1,584,000	46.5
自作農+小作農	1,823,000	53.5
合計	3,407,000	100.0

(出所) 第1表と同じ。

(注) 1) サンドラムの推計方法では、1954年センサス(2,129村落区対象)の数値×6+1953年センサス(252町区対象)の実数を全国の近似値としている。

きな変化をとげている。第二次大戦中のインド人不在地主の逃亡は下ビルマの多くの小作農による土地占拠を引きおこし、平均経営規模はぐっと引き下げられている。

インド人労働者の流入はとまり、上ビルマからの農業労働者の移動も見られなくなった。さらに、社会主義的な土地立法が、抵当地の取り上げや、農地の公然たる売買を禁じているからそういった理由での農民の転落には歯どめがかけられている。このように植民地時代に下ビルマの農村に大量の農業労働者を存在させていた条件は現在ではことごとく失われているといつてよい。それでは現在の下ビルマの主要米作地帯においては、土地のない農業労働者層は大幅にその数を減少しているのだろうか。

1975~77年にビルマに滞在して各地の農村をまわって筆者が得た感触では決してそうではなかった。むしろ現在でもビルマの米作村はひじょうに多くの農業労働者を抱えているように思われた。農業労働者に関する統計は現在ビルマで作成されていないので、数字で確かめること

第3表 ビルマの農村調査例にみる農業労働者世帯¹⁾の存在規模

村名 (地方)	オクボ	ワネッコン	チュンガレー	マイン	ノンドウイン	タヤゴン ²⁾	イエジョオ
	下ビルマ (インセイ)	下ビルマ (インセイ)	下ビルマ (インセイ)	下ビルマ (ベグー)	上ビルマ (サガイン)	下ビルマ (インセイ)	下ビルマ (フモービ)
調査年	1954年	1956年	1956年	1959/60年	1960年	1969年	1975/76年
主たる産業	①農業 ②織物業	農業	農業	農業	農業	農業	農業
主要作物	米	米	米	米	棉花	米	米
世帯数(戸)	149	221	366 ⁴⁾	152	88	184	137
農業(戸)	120	184	270	139	81	114	126
うち農業労働者世帯(戸)	61 ³⁾	85	90	24	5	31	57
非農業(戸)	29	37	96	13	7	70	11
全世帯に占める農業労働者世帯の割合(%)	40.9	38.5	24.6	15.8	5.7	16.8	41.6
農業従事世帯に占める農業労働者世帯の割合(%)	50.8	46.2	33.3	17.3	6.2	27.2	45.2

(出所) オクボ村、ワネッコン村; Dept. of Economics, Statistics & Commerce, Univ. of Rangoon, *Economic Papers No. 11 and 12, Village Study Series No. 1 Okpo, No. 2 Wanetkon*, Rangoon, March 1957.

チュンガレー村; Dept. of Economics, Statistics & Commerce, Univ. of Rangoon, *Economics Papers No. 13, Village Study Series No. 3 Kyungale*, Rangoon, March 1957.

マイン村; Pfanner, D. E., *Rice and Religion in a Burmese Village*, ph. D. Dissertation to Cornell Univ. Microfilms, Michigan Univ., Ann Arbor, 1962.

ノンドウイン村; Nash, Manning, *The Golden Road to Modernity: Village Life in Contemporary Burma*, New York, John Wiley & Sons, Inc., 1965.

タヤゴン村; Khin Maung Kyi, et al, *Thayagone Pyanle Yaushijin*, Institute of Economics, Rangoon, 1970.

イエジョオ村; Tin Tin Oo, et al, *Yegyo Kyeiywa: Luhmu Sibwayei Sittan Thountatchet*, Institute of Economics, Rangoon, 1977.

(注) 1) 農業労働者世帯の定義は調査により異なる。ノンドウイン村とマイン村では経営地ゼロの世帯だけであるが、イエジョオ村では経営地5エーカー未満の層が含まれている。他の調査例は定義を明記していない。

2) タヤゴン村はオクボ村と同一で、1960年代に村名を改めた。

3) 農業労働者と雑業層をあわせた数字、農業労働者世帯の実数は不明。

4) 村の総戸数は調査時点で400戸を越えていたとあるが実数不明。366戸は調査戸数。

ができないが、R・M・サンドラムの行なった推計はそのことを裏付けている。サンドラムは、1953年と54年に独立後はじめて行なわれ、しかし内乱のため未完に終わったセンサス・サーベイの結果を使ってビルマ全土の農業労働者の数を推定している。サンドラムが推定した全国の農業就業者の内訳は第2表のように農業労働者の46.5%に対して経営地をもつ農民すなわち自作農プラス小作農が53.5%となっている。これを1931年のセンサスと比較すると、サンドラムの推定が正しければ、独立後の1950年代半ばのビルマの農村は英領期にもまして多数の農業労働者を抱えていたことになる。

独立後のビルマの農村にも土地を持たぬ労働者が多数滞留しているのではないかと推測させる他の資料は、いくつかの農村実態調査の報告である(注5)。これらの調査報告書を利用して、それぞれの村における農業労働者世帯の割合を抽出してみたのが第3表である。

第3表であげられている7村は、1954年のオクボ村を除くと農業に圧倒的に依存した純農村で、1954年のオクボ村だけが米作につぐ重要産業として農村家内工業(織物業)を持っていた。上ビルマの農村はノンドウィン村だけだが、このノンドウィン村は棉花、ゴマ、雑豆を主作物とする畑作に依存した村で米は運権えのいわゆるマイン・ライスをごくわずか作っているにすぎない(注6)。その他の村はすべて下ビルマの米作村である。表にみるように上ビルマの畑作地帯にあるノンドウィン村では、村の全世帯88戸のうち農業労働者世帯は5戸だけで、その割合は5.7%にすぎない。これに対して他の下ビルマの米作村では農業労働者世帯の数がひじょうに大きいことが注目される。村の全世帯に占める割合をとってみれば、マイン村の15.8%を最低とし、イエジョオ村の41.6%を最高としていて、どの村でも無視できぬ層をなしていることがうかがえる。農業従事世帯のみをとってみれば、農業労働者世帯の占める割合はさらに高く17.3%から50.8%におよんでいる。

第4表は村の世帯別の職業構成を明らかにしていないが就業人口の職業構成を伝えている実態調査2例をとりあげたものである。プラントが調査したタダガレー村はラングーンからわずか4.5マイルの近郊にあり、耕地が少ないため非農業分野での就業人口が農業就業人口を数の上で上回っていて純然たる農村とは言い難い。また村の一隅にインド人集落が形成されている点や、米作農家より畑作(市場向け野菜栽培)農家の数が多い点など多くのビルマ農村の姿とはかなり異なった特徴をもっている。

第4表 実態調査にみる村の就業人口とその職種

村名	タダガレー		ヤドー	
	所在地 (地方)	下ビルマ (ラングーン)	上ビルマ (マンダレイ)	
調査年	1950年	1950年	1960年	
主たる産業	①非農業 ②農業	①非農業 ②農業	農業	
主要作物	①野菜 ②米	①野菜 ②米	米	
就業人口(人)	341 ¹⁾ (100.0)	187 ²⁾ (100.0)		
農業	133 (39.0)	156 (83.4)		
自作、小作	95 (27.9)	63 (33.7)		
農業労働者	38 (11.1)	93 (49.7)		
畜産	26 (7.6)	1 (0.5)		
非農業	182 (53.4)	31 (16.6)		
商店、仲買	32 (9.4)	3 (1.6)		
食物売り	20 (5.9)	5 (2.7)		
単純労働者	19 (5.6)	3 (1.6)		
運転手、車掌	44 (12.9)	0 (0)		
教師、公務員その他	67 (19.6)	5 (2.7)		
		15 (8.0)		

(出所) タダガレー村: Brant, Charles., *Tadagale: A Burmese Village in 1950*, Data Paper No. 13, Southeast Asia Program, New York, Dept. of Far Eastern Studies, Cornell Univ., 1954.

ヤドー村: Nash, Manning., *The Golden Road to Modernity: Village Life in Contemporary Burma*, New York, John Wiley & Sons, Inc., 1965.

(注) 1) 村の人口は約900人であったという。うち被調査者807人の中の就業者数。

2) 臨時雇いをのぞいた村の全就業者数。カココ内%。

る。この村では農業従事者のうち28.6%が賃労働者であったと報告されている。

ナッシュの調査した上ビルマのヤドー村は灌漑による米作に全面的に依存した村だが、ここでは下ビルマの米作村に劣らずひじょうに多数の農業労働者の存在が報告されている。村の全就業人口は187人、そのうち農業就業者は156人であるがその半数を上回る93人(59.6%)が農業労働者であるという。ナッシュによれば灌漑を不可欠の条件とするヤドーの米作では耕地がきわめてかぎられ、その狭小な土地に対する人口圧が高いという。

以上、第3表、第4表に掲げたいくつの実態調査例を見ても、ビルマの米作村は通常ひじょうに多数の農業労働者層を抱えているということが結論として言えようである。ビルマ農業の支柱が米作にあり、圧倒的多数の村が米作に依拠している現状からしても、ビルマの農村の構造的性質を考える際には、この農業労働者層の存在を視野の中に据えておくことが不可欠であると思われる。

(注1) Maubin District Settlement Report (1925-28) p. 56; Adas, M., *The Burma Delta: Economic Development and Social Change on an Asian Rice Frontier, 1852-1941*, Madison, The Univ. of Wisconsin Press, 1974, p. 151 より引用。

(注2) Adas, *op. cit.*, p. 151.

(注3) Furnivall, J. S., *An Introduction to the Political Economy of Burma*, 3rd ed., Rangoon, People's Literature Committee & House, 1957.

(注4) 竹村正子「下ビルマ、デルタ地域の稲作経営と大恐慌の影響」『アジア経済』第20巻第9号 1979年9月) 52ページ第3表を参照。

(注5) 独立後のビルマの農村調査はきわめて数が少ないし、地方における政情不安を反映していずれの調査例も都市近郊に集中しているため、資料として不十分さは免れ難い。しかし他にデータが得られないため、こうした資料に頼らざるを得ない現状である。

(注6) ノンドウイン村の作物別耕作面積は次のとおり。棉花: 481, コマ: 239, 雑豆: 254, トウモロコシ 56, 米: 28 (単位はエーカー)。Nash, M., *The Golden Road to Modernity, Village Life in Contemporary Burma*, New York, John Willey & Sons, Inc., 1965, p. 19.

II チュンガレー村の農業労働者の実態

1. 村の職業構成

1976/77年に筆者が調査したチュンガレー村はラングーンから北方約25マイルの地点にあるペグー平原の中の1米作村である(注1)。この村は総戸数550, 人口2318人を抱えるひじょうに大きな村だったが、聞き取り調査を行なったのはそのうち米作農家36戸, 畑作(商品野菜栽培)農家5戸, 農業労働者世帯22戸および牧畜業者1戸, その他(無職)1戸の65戸である。

村の世帯をその主たる職業(注2)によって分けると, 第5表のようであった。1956年の調査結果がラングーン大学の報告にあるので, この20年間における変化をみると何よりも, 職業構成が基本的には大差なく推移していることに注意が惹かれる。村の社会経済構造を揺がすような大きな変化はこの村には生じなかったように思われる。1956年と1976/77年の農業従事世帯と非農業従事世帯の比率をみてみると, 1956年には農業(家畜飼育を含む)73.8%, 非農業26.2%であったのに対して, 1976/

第5表 村の職業構成¹⁾
(チュンガレー, 1956年, 1976/77年)

職業分類	1956年		1976/77年	
	戸数	構成比(%)	戸数	構成比(%)
農業	270	73.8	392	71.3
米作農家	176 ³⁾	48.1	189	34.4
畑作農家		42	7.6	
農業労働者	90	24.6	153	27.8
家畜飼育	4	1.1	8	1.5
非農業	96	26.2	158	28.7
商業(雜貨屋, 仲買い)	14	3.8	16	2.9
自営業(運送, 織布, 鍛冶屋他)	31	8.5	51	9.3
教師, 公務員等専門的職業	3	0.8	5	0.9
賃労働(単純, 団体労働)	48	13.1	21	3.8
その他			65	11.8
合計	366 ²⁾	100.0	550	100.0

(出所) 1956年; Dept. of Economics, Statistics & Commerce, *Economic Papers No. 13, Village Study Series No. 3 Kyungale*, Univ. of Rangoon, March 1957, p. 8.

1976年; 村の人民評議会書記H氏よりの聞きとりによる。

- (注) 1) 世帯の主要な職業による分類。
2) 調査戸数。総戸数は400戸を越えていたというが実数不明。
3) このうち26戸は国有地である山林での焼畑耕作者で自分の経営地をもたない。1976年では同様の世帯は畑作農家の項に含まれている。

77年は農業71.3%, 非農業28.7%で, 20年を経てもほぼ同じような構成比が保たれている。農業従事世帯の内訳をみると, 1956年は米作, 畑作を併せた農家が48.1%, 農業労働者24.6%, 家畜飼育業が1.1%だったが, 1976/77年は農家42.0%, 農業労働者27.8%, 家畜飼育1.5%となっていて20年のうちに農業労働者の割合が漸増してきたことを示している。

この多数の農業労働者はその大多数が村内の米作農家に雇われて働いているが, 1976/77年の米作農家と農業労働者世帯の比率をみると189:153で, あらためて農業労働者世帯の多さがわかる。チュンガレーの米作農家の経営規模別分布は第6表のとおりで, その平均経営面積は12.26エーカーだった。これは全国的にみてかなり大きな方に属しているが, 一方, この村の水田の地力は低いといわれ, 1953年の土地国有化法の実施の際にも, 1

第6表 米作農家の規模別分布
(チュンガレー, 1976/77年)

経営面積 (エーカー)	戸	%
1~6未満	25	13.2
6~11	56	29.6
11~16	73	38.6
16~21	23	12.2
21~26	6	3.2
26~31	2	1.1
31~36	2	1.1
36~41	1	0.5
41~51	0	0.0
51~	1	0.5
計	189	100.0

(平均 12.26エーカー)

(出所) Hlegu 郡, 農業公社での聞きとりによる。

農家当たりの経営単位の基準である1タドントゥンがチュンガレーでは15エーカー(約6町歩)と定められている(注3)。1家族を養いうる農地面積を意味するタドントゥンという概念は、土地国有化法の実施の際の配分基準として使用されたが、地力に応じて地方ごとに8~16エーカーの範囲でそれぞれ異なった広さが決められた。チュンガレーの15エーカーというのは最大値に近く、それだけ地力が低いと査定された事を示している。

このように平均経営面積はかなり大きい、生産性の低い、しかも雨期一期作だけを行なっている米作農家群が、ひじょうに多数の農業労働者の労働を吸収しその生存の基盤を支えているわけである。そうした構造の実態を次に詳しくみてみたい。

2. 農業労働者世帯の就労構造

調査した22戸の農業労働者世帯の世帯主は第7表にかかげたように10代から70代まで各年齢層にわたっていたが、かつて自分が経営地をもっていたことのある人は1人にすぎず、大多数がはじめから土地を持たずに出生し

第7表 農業労働者世帯主の年齢、賃労働経験年数
親の職業 (N=22)

A. 年齢		B. 農業労働者として働いてきた年数		C. 両親の職業	
10代	1人	0~1年	4	農民	15
20代	4	2~5年	5	農業労働者	5
30代	6	6~10年	4	その他	2
40代	3	11~20年	5		
50代	3	21年以上	4		
60代	4				
70代	1				
計	22	計	22	計	22

た農業労働者であった。ただし親の代には農家であった者が過半に達し、均分相続を伝統としながらも実際には親から土地をわけてもらえない人々がかなり出現していることを思わせた。

さて、この22戸では世帯主あるいは主たる家計支持者はすべて農業労働者として働いているが、その他の家族員について見ると働ける者は老若男女を問わず、何らかの就労によって収入を得て家計に寄与している。第8表はそうした農業労働者世帯の家族の就労状況を調査世帯22戸の平均値によって示しているが、ビルマの政府統計の基準にしたがって15~60歳の人々を労働力人口とみると、農業労働者世帯の家族数5.2人のうち労働力人口は2.5人であり、これに対して就業者数も2.5人で、労働力年齢にある人々が100%働いているという結果を得た。これを男女別に分けてみると男性の就業率は107.1%、女性の就業率は90.9%となった。男性の場合15~60歳以外の年少者や高齢者の中にも就労者がいるわけである。女性も労働力年齢の人々の9割が就労しているが、この年齢層の女性が家事、育児の主要な担い手であることを考えるとやはりひじょうに高い就労率である。村の女性たちは、農業労働者世帯にかぎらず一般的に生産、販売活動に広く参加しているが、調査農家36戸について同様

第8表 農業労働者世帯の家族構成と就労率
(チュンガレー, 1976/77年) (22戸の平均値)

A. 家族数	5.2人
男	2.4
女	2.9
B. うち15~60歳	2.5
男	1.4
女	1.1
C. 就業者数 ¹⁾	2.5
男	1.5
女	1.0
D. うち農業労働者	2.1
男	1.3
女	0.8
労働力人口の割合(B/A)	48.1 (%)
就業者中の農業労働者の割合(D/C)	82.0 (%)
(男)	86.7 (%)
(女)	75.0 (%)
就業率(C/B)	100.0 (%)
(男)	107.1 (%)
(女)	90.9 (%)

(注) 1) 家事を除く収入を伴う仕事への就業。パート・タイムをふくむ。

第9表 農業労働者世帯員の就労内容

	男子 (15歳以上)	女子 (15歳以上)	子供 (10~14歳)	計
農業	23	17	6	46
年節臨時雇	14	0	0	14
季節臨時雇	6	0	0	6
牛番	1	10	0	11
野菜つく	0	0	5	5
豚	2	6	1	9
	0	1	0	1
非農業	11	5	0	16
物売	0	5	0	5
運手	1	0	0	1
車	3	0	0	3
サイ・カ	3	0	0	3
日雇	1	0	0	1
魚取	1	0	0	1
	2	0	0	2
計	34	22	6	62

(注) 同1人が複数の職をもつ場合、それぞれの職種に計上したため合計人数は実際の就業者数より多くなっている。

な方法で就業率を求めると男性97.6%、女性83.1%となり、農業労働者世帯の家族の就業率はやはりきわめて高い。実際に聞き取りの場でも農業労働者世帯では、0~1歳の乳児を抱えた母親以外のすべての女性が例外なく何らかの賃仕事を見つけて収入を得ており、農業労働者世帯における家計の逼迫がすべての働ける家族の就労を促していることを物語っていた。

第9表は、農業労働者世帯の家族の就労内容を示している。成人男子(15歳以上)は、農業分野では農業賃労働と野菜栽培に就労していたが農業賃労働が圧倒的に多く、それも年雇(注4)あるいは季節雇(注5)という期間契約の就労形態が多く臨時雇いは1人だけだった。非農業分野ではサイカーと呼ばれる輪タクを運転するもの、スベアと呼ばれるトラックやバスの助手、車掌が各々3人、魚をとって売る者2人、バス運転手、公務員(レゲー町の人民病院の用務員)、苦力(注6)が各1人みられた。このうち通年の仕事は運転手、用務員、車掌のうちの2人の計4人のみで残りの者はすべて農閑期におけるパート・タイマーである。女性の場合は、農業では田植、刈入れの臨時雇いがもっとも多く次いで野菜栽培があり、養豚も1人みられた。非農業の職種は物売りに集中しており、他人の作った野菜を仕入れてレゲー(Hlegu)やラングーンの町に売りに行く者や、ブーディ・ジョオ(揚げとうがん)のような簡単なスナックを作って道路端で売っている者がみられた。さいごに10歳から14歳までの

子供たちをみると農家の牛や水牛の世話に雇われている少年が、22戸に5人いた。牛番の賃金はその能力に応じて月に初米5~10バスケットの範囲で支払われているので、農業労働者世帯にとっては、きわめて重要な収入源になっている。この年頃の少女たちには収入をもたらす仕事はまだほとんど開けていないものの、野菜栽培の手伝いあるいは子守、家事にと忙しい。

3. 所得水準と資産保有

つぎにそうした家族の多就業によって得られている農業労働者世帯の年間の所得水準をみてみたい。第10表では年間所得の回答を得られた21戸についてその所得水準の分布を米作農家と対比してみた。農業労働者世帯では年間所得が3000チャット(注7)未満の世帯が全体の3分の2を占め、もっとも高い所得をあげている世帯も6000チャットどまりであった。これに対して米作農家では3000チャット未満の層は約3分の1にすぎず、過半のものがそれ以上の所得を得ていた。1万チャットをこす所得を

第10表 農業労働者世帯と米作農家の所得水準
(チュンガレー、1976/77年)

年間所得額 (チャット)	農業労働者 (N=21)		米作農家 (N=35)	
	戸	構成比累積 (%)	戸	構成比累積 (%)
0~ 999	2	9.5	1	2.9
1,000~ 1,999	6	38.1	7	22.9
2,000~ 2,999	6	66.7	4	34.3
3,000~ 3,999	4	85.7	9	60.0
4,000~ 4,999	1	90.5	2	65.7
5,000~ 5,999	2	100.0	3	74.3
6,000~ 9,999	0		3	82.9
10,000~ 14,999	0		1	85.7
15,000~	0		5	100.0
計	21	100.0	35	100.0

第11表 農業労働者世帯の所得構成
(チュンガレー、1976/77年)
(21戸平均値)

	チャット	%
農業所得	2,002.3	76.8
農業賃貸	1,819.0	69.8
野菜収入	183.3	7.0
非農業所得	602.6	23.1
計	2,605.9	99.9

(注) 1) 農業労働者は、賃金および現物賃金(粃米)の他に、食事、タバコの現物支給(1日2チャット相当)を受けており、この現物支給分は平均で594.8チャットになった。これを含めれば実質的な労賃収入は2,413.8チャットになる。

第12表 水田経営農家の所得構成 (チュンガレー, 1976/77年) (単位: チャット)

	小規模農家		中規模農家		大規模農家		
	0~4エーカー	4~8エーカー	8~12エーカー	12~16エーカー	16~20エーカー	20~30エーカー	30エーカー以上
農業所得	1,326	4,221	1,726	1,974	3,053	2,945	5,055
作物	284	996	1,577	1,563	1,826	1,942	5,055
米	0	3,187	78	352	897	977	0
賃	0	0	0	0	330	13	0
農業労働賃金	1,042	38	71	59	0	13	0
非農業所得	1,167	2,067	6,833	5,668	0	12,375	470
農家所得	2,493	6,288	8,559	7,642	3,053	15,320	5,525

(出所) 拙稿「ビルマの粃米供出制度と農家経済」(『アジア経済』第20巻第10号 1979年6月) 13ページ。

あげている世帯も6戸存在していた。ところでこうした所得水準の階層差の原因は、経営地をもつ農家の所得と、それを持たぬ賃労働者層の所得、つまり米作収入と労賃収入の大小によるのだろうか。第11表と第12表は農業労働者と米作農家の所得構成をみたものだが、その内容は所得格差の原因がそこにあることを示している。農業労働者世帯の平均所得は2605.9チャットでそのうちの69.8%にあたる1819チャットが農業賃労働による所得であった。これを米作農家の所得と比較してみると、4エーカー未満の零細経営層(注8)を除いたいずれの層の農家の所得よりかなり低い水準にある。しかし農家の米作収入をとってみれば、小規模農家は1000チャット未満、中規模農家は約1500チャットであり、かろうじて16~20エーカーを経営する農家の米作収入、1826チャットが農業労働者世帯の労賃収入に匹敵している。先にチュンガレー村では家族経営の単位1タドントゥンが15エーカーと定められたことを紹介したが、現在の水田経営では1タドントゥンを経営しても農業労働者世帯の年間労賃を下回る程度の所得しかあげられない状態になっている。こうした異常な事態は前稿(注9)でみたように、粃米義務供出制度のもとで初価がひじように低い価格で政府に買上げられているためだった。自由市場に収穫の一部をまわせるほどの大規模農家以外の農家にとっては、現在の環境の下での米作は決して報われる仕事ではない。このように米作収入と農業労賃収入を比べると、供出制度の下ではむしろ米作収入がひじように不利になっている。

にもかかわらず、農家と農業労働者世帯の年間所得にはっきりした格差がみられるのは非農業所得の大小にその原因がある。農業労働者世帯の非農業所得は年間約600チャットだったが、こうした副収入は賃労働や物売りなど大した技能や元手を要さないささやかな仕事から

得たものがほとんどだった。これに対して農家では非農業所得がわずかな例もあるが、きわめて高額な所得をあげている例が多い。農家の副業ははるかに多様性にとみ、仲買、運送業、織布、雑貨店経営などある程度まとまった資金を要する職種が含まれている。たとえば第10表で年間1万5000チャット以上の所得を得ている農家はいずれも運送業を副業(あるいは主業)としていて、トラックやバスを買入れ賃走している。農業分野での野菜栽培は農家と農業労働者世帯双方に共通する副業だが、農家の中には肥料、労働力を多投した集約的野菜栽培で米作収入をはるかに上回る高収入をあげている例がいくつみられるのに対して、農業労働者世帯では例外なくごくささやかなものだった。このように農家と農業労働者世帯の所得格差の主要な原因は副業収入の差にあり、副業の選択範囲が階層によってひじように異なっているという印象を受けた。いかなる副業を選べるかという問題は結局、個々の世帯における蓄積の差ということに帰因する。村の農家と農業労働者の間には従来の蓄積にかなりの差があると思われる。

そこで次に農家と農業労働者世帯の資産保有の状態をみてみたい。ただし調査の不備で農家の家屋の評価額については数字での回答を得られなかった。また農地も耕作者に所有権、処分権が認められていない以上資産とみなすわけにはいかないので除外し、詳しい数字を個々の世帯から得ることの出来た農具と家畜についてのみ、第13表としてまとめてみた。

表でみるように農業労働者世帯では平均して1世帯当たり354.4チャット相当の家畜・家禽類と98.8チャット相当の農具をもっていた。これを農家と比べると小規模(8エーカー未満)の農家でも4595チャット相当の家畜と1742.5チャット相当の農具を所有しており、その合計

第13表 米作農家と農業労働者世帯の資産保有状況
(チュンガレー, 1976/77年)

(単位: チャット)

	米 作 農 家			農 業 労働者世帯 (N=20)
	小規模 ¹⁾ (N=9)	中規模 (N=17)	大規模 (N=10)	
(1) 家畜・家禽	4,595.0	5,181.2	10,287.5	354.4
(2) 農 具	1,742.5	2,091.1	2,681.5	98.8
(3) 家 屋	n.a.	n.a.	n.a.	(897.4) ²⁾
(4) 土地(水田)	n.a.	n.a.	n.a.	0
(1)+(2)	6,337.5	7,272.3	12,969.0	453.2

(注) 1) 小規模 0~8エーカー
中規模 8~16エーカー
大規模 16~ エーカー
2) 自己評価による現在の価額。

額は、農業労働者世帯の約14倍の額に達している。中規模農家では約16倍、大規模農家では約29倍の額の家畜、農具を持っている。

農業労働者の住んでいる家の自己評価額は平均 897 チャットになったが、当時床のない土間1間の野良小屋を建てるのにも約 250 チャットかかるといわれていることから推しても、897 チャットの家というのはひじょうに粗末な家を意味している。農家の場合、1000チャット前後のごく粗末な家から木造り、トタン屋根の数万チャット相当の家まで様々だった。また農地は国有化のためまの裏でまれには売買も生じており闇の地価水準といったものが認められ¹⁰⁾実際には資産価値を有しているといつてよい。家屋と土地をも併わせて農家と農業労働者の資産保有を比較すれば、その格差は一段と大きいはずである。

第14表では農具と家畜の所有について米作農家と農業労働者の実例をあげてみてその具体的な姿を例示してみた。Tさんは村の平均経営面積にほぼ等しい12エーカーの水田をもち、その耕作に必要な農具類を過不足なく一とおり揃えている。耕作用の役牛も2対揃っており健全な農家の姿を示している。これに対してPさんは15~6年間農業労働者として働いてきた40代半ばの世帯主であるが、彼のもっている農具は鎌、鋏、ダーと呼ばれる長刀の3種類にすぎない。その他には穀を貯蔵する籠が一つあるだけだった。家畜も牽引用の大型家畜を欠いて庭先にニワトリが数羽いるだけである。

農業労働者の農家への上昇の道はあとでみるようになり狭いが、土地の取得と農具、家畜の入手が二つの大きな障壁となっている。土地は国有化規制の下にあり、

第14表 農具、家畜の所有例

	Tさん (農家、水田12エーカー)	Pさん (農業労働者)	単 価 (チャット)
農 具			
型	2	—	20~35
耙	2	—	30~40
風 選 用 や ぐ ら	1	—	2~3
箕	2	—	2~3
籠	4	—	3~5
穀貯蔵籠(大)	1	—	20~30
〃 (小)	3	1	5~10
型 歯(鉄製)	2	—	4~5
ス コ ッ プ	1	—	8
鎌(稻刈り用)	4	2	3
〃(草刈り用)	2	—	3
鋏	2	1	10~12
長刀(草刈り用)	1	1	3~5
刀	3	—	7~9
牛 車	1	—	新品 2,500 中古 500前後
回 転 耙(鉄製)	1	—	800~1,000
家 畜			
水 牛 成牛	2	—	1,500~2,500
仔牛	—	—	500~750
牛 成牛	2	—	1,500~2,500
仔牛	2	—	500~750
ニワトリ、アヒル	6	3	15

闇売買がないことはないが一般に流動性が極端に小さい。ただし低地の冠水地帯の劣等地はしばしばその耕作者を変えており、耕やす意志のある者には比較的容易に手に入る。このような土地が手に入ったとしても農具と家畜の購入資金がないことが大がいの農業労働者の足を引っぱっている。農業労働者世帯の年々の所得からこうした蓄積を生み出すことは至難のことに見える。

以上見たように年間の所得面では、農家と農業労働者世帯の格差はそれとして存在しているがそれ程大きなものではなかった。なかでも農業所得については大して差が認められなかった。しかし資産保有については歴然たる格差があり、従来の蓄積の差をまざまざと示している。農業労働者はまったく蓄積を欠き、自身の労働力にのみ頼らざるを得ない文字通りの無産者である。

4. 負債状況

次に農業労働者世帯の負債状況を見ると、1976/77年度に負債残高のあった家は22戸のうち15戸で、50チャットから1200チャットまでさまざまな額の負債を抱えていた。米作農家の負債と比べると、農業労働者世帯と小規模農家は負債を抱えている世帯の割合が7割前後と大きく、中規模農家と大規模農家では約半数の世帯に負債があった。

第15表 農家と農業労働者世帯の負債（チュンガレー，1976/77年）

	農業労働者世帯 (N=22)	小規模農家 (N=8)	中規模農家 (N=17)	大規模農家 (N=10)	計
負債有無	15戸 (68.2%) 7 (31.8%)	6戸 (75%) 2 (25%)	8戸 (47.1%) 9 (52.9%)	5戸 (50%) 5 (50%)	
一件あたり平均金額 一戸	558(チャット) 319(")	357(チャット) 268(")	757(チャット) 312(")	825(チャット) 330(")	
利息なし	4件	1	3	3	11件
2% ¹⁾	2	0	2	0	4
35%	1	0	0	0	1
40%	7	3	2	2	14
50%	0	0	1	0	1
60%	1	2	0	0	3
不明	1	0	0	0	1
計					35

(注) 1) Hleguの町にある政府経営の人民質店よりの借入れ。貴金属の抵当を必要とする。

借金の相手は、農業労働者世帯、米作農家あわせて35件の借金のうち11件までが無利子の借金、つまり親兄弟あるいはごく近い親戚からの借金である。また4件はレグーの町の人民質店から年利2%ときわめて低利の貸付をうけていた。残りの19件はすべて民間の金貸からの借金でその利息は年35~60%に及んでいる。村人相手に金貸しを行なっているのは、野菜の仲買人、雑貨店主、運送業を兼営する富裕な農家など村内の金持ち階層である。

家計が破綻に頻した時、借金の他には親兄弟に対する無心という道もあるが、労働者世帯でも農家でも1976/77年度にこうした援助を受けたという世帯の数は比較的少なかった。援助の内容はほとんど飯米をわけてもらうというもので、現金で援助を受けたのは全体で2戸にすぎない。

村には無尽講のような金銭を融通し合う自発的な相互扶助組織はまったくみられない。また農業労働者がその雇主から決った労賃（食事を含む）以外の援助を受けるということはまずあり得ず、借金を雇主に申し込むこともほとんどない。たとえあったとしても民間の他の金貸と同率の利子を払わねばならない。これを一例として、総じてこの村の農業労働者とその雇主の関係は労働力の売買関係につきるドライなもので雇主に特別な恩顧を求めようとする慣行はまったく見られなかった。雇主と特別なつながりがないためか、農業労働者は同じ雇主の下で何年も働くようなことはせず、毎年異った雇用先で働いている。調査世帯の主たる家計支持者22人についてみる

第16表 親兄弟、親戚からの援助
(チュンガレー，1976/77年)

(単位：戸)

	農業労働者	小規模農家	中規模農家	大規模農家	計
有	2	3	2	1	8
無	19	6	13	9	47
計	21	9	15	10	55

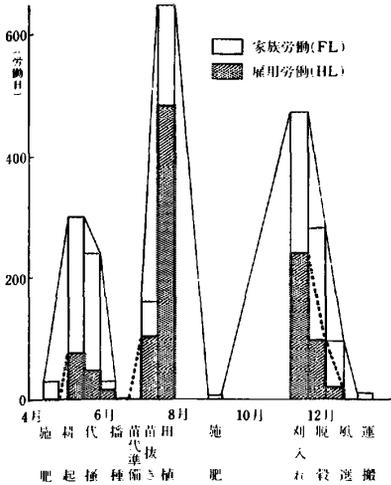
と同一雇主の下で働いている期間が2年以上の者は5人（4年—1人，3年—1人，2年—3人）にすぎず残りの17人はすべて1年もしくはそれ以下の短期であった。

5. 農業労働力の需給構造

村の多数の農業労働者を雇用し、その生存の基盤を支えている米作農家の雇用労働力需要の特徴を次に見てみたい。

第1図は調査米作農家36戸のうちから小規模農家2戸，中規模農家5戸，大規模農家3戸計10戸を選んで、その農作業別の労働力投入量を調べた結果を示している。10戸の経営面積の合計は149.0エーカーで、この149エーカーに1976/77年度の米作に投入された総労働量は2293.5労働日であり、そのうちわけは家族労働力1202.5(52.6%)，雇用労働力1091.0(47.4%)だった。農作業別に見ると労働力需要がピークに達する田植，刈入れ時に雇用労働力の依存度がひじょうに高まっている。次いで労働力需要の大きい耕耘，代播では、相対的に雇用労働力依存度が低いのは、田植，刈入れに比べ短期間に集中的に行なう必要がなく、ある程度の時間的余裕が与えら

第1図 米作農家10戸¹⁾の労働力需要²⁾
(チュンガレー, 1976/77年)



(注) 1) 0～8エーカー: 2戸。8～16エーカー: 5戸。16エーカー～: 3戸であり10戸の合計耕作面積は149.0エーカー。

2) この149.0エーカーに投入された労働力の総計は2,293.5労働日のうちFL 1,202.5, HL 1,091.0である。

れている作業だからだろうか。

この10戸を含め村の農家はすべて50エーカー未満の規模の家族経営の小農だが、第1図の示すように雇用労働力への依存度はひじょうに高い。この10戸について言えば家族労働力にほぼ匹敵するほどの雇用労働力が用いられている。図の示す第2の点は、米作農家の労働力需要の季節的変動が著しく高いということである。村の米作が天水による一期作で水管理労働がまったくない他、中耕や防除も行なわれていないため、稲作期間中においても田植の後から刈入れの時期までの農作業が極端に少なくなっている。

米作農家の雇用労働力需要は経営規模によってその様態をかなり異にしている。第17表はそれぞれの規模の雇用労働力依存率を出したものだが、8エーカー未満の小規模農家ではやはり家族労働の占める比重が圧倒的に高く、雇用労働力については田植などの臨時雇いの需要がわずかに認められる。中規模層でも家族労働が主体だが、総労働量の約3分の1が雇用労働によって提供されており、臨時雇いだけでなく季節雇い、年雇など一定期間にわたる成人男子労働が必要されている。16エーカー

第17表 調査農家の雇用労働依存率
(チュンガレー, 1976/77年)

(N=36)

	労働投入量 (労働単位 ¹⁾)		雇用労働依存率 HL/FL+HL ×100 (%)
	FL	HL	
小規模農家 0～4エーカー 4～8	1.20 1.98	0.09 0.26	7.0 11.6
中規模農家 8～12 12～16	1.33 1.93	0.58 1.03	30.4 34.8
大規模農家 16～20 20～30 30～	1.87 1.38 1.43	1.05 1.69 2.84	36.0 55.0 66.5
36戸合計	60.11	35.07	35.7

(出所) 拙稿「ビルマの籾米供出制度と農家経済」
『アジア経済』第20巻第6号 1979年6月) 第4表より作成。

(注) 1) 労働単位: 成人男子フルタイム=1として計算。

以上の大規模層では雇用労働の役割はひじょうに大きくとりわけ20エーカーを超す層では家族労働を凌いで基幹的な役割を果たしており複数の年雇、季節雇いが雇用されている。調査農家36戸全体では雇用労働力の比重は投入労働力の35.7%を占めている。この36戸の平均経営規模は13.08エーカーで村の全米作農家の平均経営規模12.26エーカーを少し上回っているので村全体の米作の雇用労働力の依存度はこの数字をやや下回る程度のところにあると思われる。

ところでこの村では労働交換など相互扶助による農作業は一切見られなかった。家族労働で不足する分はすべて雇用労働でまかなわれている。このように相互扶助の不在は、平均経営規模が比較的大であること、伝統的農具と畜力による米作が行なわれており省力的機械の導入はまだ実現していないことなど他の原因とならんで村の米作農家の雇用労働力需要の水準を高く保つ一因となっている。

こうした米作農家の需要に対して労働力を供給しているのはほとんど村内の非農家、主として農業労働者世帯の成員である。村外からの雇用は労働力需要がピークに達する田植時に近隣の村の間で女子労働力の往来が見られる他はほとんど存在しない。年雇も季節雇いも村内で雇主を見つけている。また農家はたとえ家族内に遊休労働

第18表 米作農家の家族による農業賃労働
(チュンガレー, 1976/77年)

農家数(戸)	うち賃労働者のいる世帯(戸)	賃労働者数(人)	内訳(人)
小規模 (0~4エーカー) 3	3	6	季節雇 1 牛番 1 田植 4
(4~8エーカー) 6	1	1	田植 1
中規模 (8~16エーカー) 17	5	5	田植 5
大規模 (16~エーカー) 10	1	1	田植 1

働力を抱えていても田植を除いては農業賃労働には進出していない。第18表をみると、所得からみれば農業労働者世帯と呼ぶべきだった4エーカー未満の零細経営を除いては農家の男たちは農業賃労働にまったく出でず、少数の女たちが田植時に他人の田で働いているだけだった。これは農家の成員が賃労働に比べより収入の多い就労機会をもっていることに主な原因があると考えられるが多数の農業労働者層を抱える村として暗黙のうちにこうした分業体制が了解されているのかもしれない。

ところで米作経営の労働力需要は先にみたように著しい季節変動性をもっていた。しかし農業労働者世帯の家計支持者の多くは年雇あるいは季節雇という雇用形態で就業しており、いちおう雇用の安定性を確保してい

る。こうした雇用形態は雇主である農家にとって合理的でないように見えるが、農家は家畜の世話をはじめ、水汲み、薪割りなど家回りの仕事まであらゆる用事に労働者を使うことによってその帳尻を合わせている。期間に応じた現物賃銀と日々の食事、タバコを支給されている労働者は、就業期間中はすべての指示に応じて働くのが慣行である。

6. 賃金形態とその慣行

チュンガレーの米作では1日の労働時間はふつう午前6時から12時までの6時間を指し、これが1日分の賃金支払いの単位になっている。たとえば耕起の際は6時間働けば1日分の賃金として1バスケットの籾を受取ることができるが、仕事が忙しく午前6時から午後6時まで12時間働けば2日分の2バスケットの籾が与えられる。ただし田植だけが例外であり、田植の女子の1日の労働時間は8時間から10時間(食事時間含む)に及んでいる。

賃金のうち現金で支払われるのは、施肥と苗抜き、田植に限られ、残りはすべて籾による現物賃金である。また苗抜きと刈入れでは出来高による支払いが行なわれているがその他は時間給と考えることができる。年雇、季節雇、牛番などまとまった期間単位の雇用形態では定額の現物賃金が支払われている。このように農業労働賃

第19表 米作労働の賃金形態とレート (チュンガレー, 1976/77年)

作業別雇用	賃金形態	賃金レート	備考
耕起, 代播	現物	1b ¹⁾ /日	1日=午前6:00~12:00, 午前6:00~午後6:00は2b, また牛1対と労働者1人では3b/日
施肥	現金	3~5k ²⁾ /日	1日は2~3時間
苗抜き	現金	苗100抱え ²⁾ につき40k	1日(午前6時間)でふつう25抱え位できる。
田植	現金	5k/日	1日=8~10時間, 食事がつかない場合は6k/日, 他村から雇用する時は8k/日
刈入れ	現物	1エーカーにつき4b	4人で1日(6時間)1エーカーの刈取りが平均的能率である。
脱穀	現物	1b/日	1日=6時間(午前3時間+夕方3時間)
期間雇用			
年雇	現物	125b/年	
季節雇	現物	100b/9カ月	
牛番	現物	5~10b/月	

(注) 1) bはバスケット, kはチャットを表示。なお籾米1バスケットの重量は46ポンド(約21kg) 公定価格換算のその価格は普通米で9チャットである。

2) 1抱えは現地語でタレッ。苗150株を1束(タズイー), 10束(セズイー)を1抱えと呼ぶ。すなわちタレッは苗1,500株である。

金の支払い形態には多様な要素がとり入れられ複雑な様相を呈している。いつ頃からどのような原因でこうした慣行ができてきたのか興味深いのが現在のところ調査が及ばない。

7. 農業の技術変化と農業労働者

村の米作には、農法上の技術革新がほとんどなく戦前とほぼ変らない姿を残しているが、新しい動きがまったく見られないわけではない。その一つとして1970年代初頭から政府の奨励によってはじめた稲の高収量品種の普及がある。1976/77年度ではまだ全作付面積2499エーカーの8.4%にあたる209エーカーに普及していただけだが、高収量品種を栽培する農家にはひじょうに安い価格で化学肥料が配給されることもあって受入農家が徐々に増加していた。1976/77年度の実績では高収量品種の収穫はエーカー当たり35~40バスケットと在来種の約30バスケットに比べて格段の差はなく作付農民の所得を若干改善するにとどまっていた(注11)。今後高収量品種が広汎に浸透すれば、農民の所得の変化だけでなく、稲作期間の短縮(注12)、化学肥料の撒布という新しい作業が加わる点など、雇用労働力需要にいろいろな影響を与えることが考えられる。

農作業の機械化は耕起から刈入・調整までどの段階でも実現していない。村には実は、協同組合が農業機械化局から購入したトラクターが1台あり、耕作用に農民に貸出すことになっているが故障中とのことで数年来このトラクターが耕起に使われたことはない。協同組合あるいはトラクター・ステーションによるトラクターの賃耕は、ディーゼル燃費の実費だけが農民負担になるため、農業労働者と役牛を雇って行なうよりもはるかに安価につき実現可能であれば希望者は多いはずである。トラクターに代り近年動力耕運機の協同組合あるいは農民グループに対する販売が開始されている。ただし1976/77年度の動力耕運機の生産台数は全国で230台ときわめて少なく、まだ普及にはほど遠い。しかしチュンガレーの農民の間にも動力耕運機の名前だけは浸透しており省力的機械として一種の期待感もたれていることが注目された。

実際の機械化段階にはほど遠いものの農民の間のこうした期待感の裏には労賃コストを低減したいという意識も働いているようである。36戸の調査農家のうち経営拡大を希望しないという農家が9戸あったが、その最大の理由は労賃が高すぎるとのことだった。確かに供出制の下で米作経営の収益性が低く押えられている農家にと

って労賃負担は過重かもしれない。1970年のチュンガレーの田植の労賃は1日2チャットであったというが、1976/77年には5チャットになっていた。公定割値もこの間約2.3倍上げられているが賃銀の上昇率の方がやや高めである。伝統的に相互扶助の少なかった下ビルマの米作村の中には、田植の際の労働交換が復活した村もあるといわれる。イエジョオ村(注13)もその一つである。米作以外にめぼしい産業のまったくないイエジョオ村に比較し、運輸交通業をはじめとする副業機会にめぐまれたチュンガレーは相対的にゆとりがあるためか、いまだこうした労働交換はみられない。

しかし将来機械化あるいは労働交換など何らかのかたちで雇用労働力の削減が実現された場合、村の多くの農業労働者に与える影響はひじょうに大きいはずである。しかも非農業分野での就業機会が村内外ともきわめて限られている現状では、そうした事態は直ちに農業労働者の生存の基盤を掘り崩すことにもなる。

8. 農業労働者の社会階層移動

最後に農業労働者の階層移動の問題についてみてみたい。さいわい、1970年にラングーン大学のチームが実習用にチュンガレーでフィールド調査を行なった時のデータが残されていたので、その時の調査世帯(47戸)におこっていた変化を確認することができた(第20表(A),(B))。

第20表(A) 調査世帯の職業変化
(チュンガレー, 1970/71~1976/77年)

(単位: 戸)

1970/71年度 の職業	調査戸数	職業 変化あり	移住あるいは 消滅
畑作経営	7	5 (71.4%)	0
水田経営	26	3 (11.5%)	
小規模	3	0	0
中規模	15	2	0
大規模	8	1	0
農業労働者	14	8 (57.1%)	5
計	47	16 (34.0%)	5

第20表(B) 職業変化の事由

	作付転換 (畑↔田)	農家↔農 業労働者	非農業へ	その他(非 労働力化)
畑作	5			
水田	S 0			
M 2	1	1		
L 1				1
農業労働者	8	3		5

(出所) 1970/71年については Research Dept., Institute of Economics, Rangoon 保管のデータを借用。

この表が示すように、6年間に職業上の大きな変化をみせていたのは畑作農家と農業労働者世帯であった。米作農家は26戸のうち、1戸が畑作に転換し、1戸は高齢化し土地を手放し、1戸は労働者に転落し、この計3戸だけに変化が生じていた。残りの23戸の農家では経営規模もほとんど変化なく、ある意味ではきわめて安定した姿を見せていた。畑作農家は7戸のうち5戸までが、主業を替えていたが、その内容を見ると畑作から水田経営へ転換した例がほとんどで農家というステイタスは不変のままだった。また米作農家も畑作農家もすべて同じ所に居住しており移住者はゼロだった。

これに対して農業労働者世帯におこっていた変化は、村外への転出も含む激しいもので、この層に属する人の生活の不安定さを暗示していた。当時の14戸のうち5戸が移動あるいは消滅していたが、そのうちわけは1人暮らしの農業労働者の死亡による消滅が1戸、戸主の死亡後子供たちが結婚等で転出した例1戸、家族で近くの町レジャーに転出した例1戸、老齢に達した単身の農業労働者が僧院に入った例2戸であった。

しかし一方では農業労働者の上昇移動の例もあり土地を得て農家になった場合が3戸あった。この3戸の例は、どのような条件が備われば農家への移動が可能かをよく示していて興味深いので具体的に紹介してみたい。

i) Aさん(32歳)

父親の家は小さな水田を耕やす農家だったが貧しく、Aさんは12歳頃から牛番をはじめとして他人の所で働いてきた。結婚後も分けてもらえる田がなかったので農業労働者を続けてきたが、節儉を心がけ26歳までに役牛一對を買い、農具も自分で作れるものは自分で作り、買わねばならないものは少しずつ買い揃えて準備をととのえ、土地を探していた。27歳の時、他人が放棄した土地を8エーカー耕作しはじめ、29歳の時さらに7エーカーを得て合計15エーカーを耕作している。Aさんは頑丈な体格をしておりいかにも働き者の印象を与えるが、彼自身は自分に飲酒癖とバクチ癖がないことが労働者から脱出した最大の理由であると説明している。

ii) Tさん(33歳)

Tさんは1976年の年初めに11エーカーの耕地を確保したばかりのところだった。レジャーに隣接するタウンチャーントン郡(Taukkyan Township)で土地を放棄する人がいるというのを聞き、タウンチャーンに出かけて耕作の意志を表明し土地委員会に申請した。冠水地帯

にある条件の悪い土地でタウンチャーンでは耕作希望者がなかったためTさんの手に入ったのだが、自宅から3マイル強離れており、耕作にもやや不便である。しかしTさんはともかくも耕地を得たことに満足している。彼自身は労働者であったが、親や兄の家は中規模の米作農家であり、牛車や回転鋤などの大型農具は破格の低料金で親兄弟から借用している。役牛一對は借金をして自力で購入し、小さな農具類はAさんと同様に自分で作っている。1976/77年は11エーカーのうちの8エーカーから耕作をはじめたところだった。

iii) Bさん(51歳)

6年前は農業労働賃金で生活していたが、現在は農家10数戸の家畜60数頭を両期の間6カ月間飼養してそれを主要な収入源としている。その他2年前から他人の放棄した土地3エーカーを耕すようになったが、しばしば冠水する土地で収穫もエーカー当たり20バケットを切ることもあり、水田経営にはあまり熱心にはなれない。娘夫婦が同居していて、婿は家畜の世話の手伝いの他、農業労働者として働いている。

こうした例を見ると若く健康な働き手が一家の中において、飲酒、バクチ等の浪費的な風習にそまらず、少しずつ農具を揃え家畜を買い、土地が放棄されるのを待ってこれを耕作し、土地委員会に申請するというパターンが浮び上がってくる。しかしこうして手に入る土地は、収量の低い劣等地が多い。土地国有化法の下でも耕地の相続が認められており(註14)、さらに自力で耕作できなくとも、人を雇って耕作することも合法(註15)であるから生産性の高い優良地の移動はほとんどなく、放棄されるような土地はだいたい低地の冠水地帯に限られている。

以上の例は農業労働者が劣等地とはいえ耕地を得た場合だが、これとは逆に農家が没落していった例として次のようなケースがあった。

i) Mさん(73歳)

73歳の老人の一人暮らしの世帯である。Mさんの家柄は英領時代はこの村でもっとも裕福な地主であり100エーカーを越す水田を所有していた。屋敷も石造りの4階建の広大なもので、竹と木とニッパの他の農家群とは格段の差をつけていた。しかし親族内の争いで裁判沙汰が重なり土地を失ない、父親の代にはそれに浪費も加わってレジャーの町のチェティヤーからの借金がふくらんでいった。独立後に残っていた土地は40エーカーだったが、1953年の第二次土地国有化法がチェンガレーに適用されることになって、17エーカーの土地

を残して他は没収された。眼が見えず、自分では農作業のできないMさんはそれ以来この17エーカーを自分と3人の甥で経営してきたが飲酒癖のある甥たちとのケンカがたえず、ついに甥たちと袂別して土地を土地委員会に返してしまうことに決めた。ただし、土地委員会にはあらかじめ話を通じてあり、この土地がかつて自分の家で働いていた下男夫婦の息子Sに与えられるよう了解をとってある。Sは正直な働き者で、Mさんが死ぬまで生活のめんどうを見る内約束がある、ということで、MさんはSさんおよびその他の隣人から毎日の食事と最低必要な日用品を得て暮らしている。Mさんの現在の家は、一間きりのニッパ・ハウスであり村の中の最貧層に属している。

ii) Cさん(58歳)

58歳の未亡人Cさんと25歳の独身の娘の二人暮らし。1975年までは15エーカーの水田を耕してきたが、夫の病気と死亡に貯えを使い果たし、労賃や家畜の借用料を捻出できず、1976/77年度から休閑にしている。生計は母と娘が田植や刈入に雇われて得た賃金で細々とたてている。田を二年間続けて休閑にした場合、土地の耕作権が失われるきまりがあるが、今後とも耕作の見込みはたえず、早晚土地を失なうことになりそうである。

夫の葬式(1975年)の時は客や僧侶への供応用に6バスケットの籾と約3000チャットの現金を必要とした。そのうち隣人や親類から2500チャット集まったので、自家で負担したのは、米と500チャットだったが、耕作用の貯えを使い果たしたうえ600チャットの借金が残った。

Cさんの家は役牛の他、牛車などの大型農具ももたず、他の多くの農具も壊れたまま放置されており、農家から労働者へと没落していく様をまざまざと示していた。

これらの例は、村の中で農家と農業労働者の間の移動が少数だが存在していることを示している。しかし注意しなければならないのは、農業労働者が手に入れた耕地はすべて他の農民が放棄した劣等地に限られていることである。生産費を保障できないような低い収穫にしばしば見舞われるこうした限界地を得ても決して安定的な農業経営は成立しない。先にあげたAさん、Tさん、Bさんはみずからの勤儉や幸運によって営農が可能になる程度の農具や役牛を確保したという点で他の農業労働者からは抜きん出た地点にいるが、農民としてはきわめて不

安定な地盤に立っているといわねばならない。彼らは減収による営農放棄、農業労働者への再転落の危険に悩みにさらされている。農業労働者が安定的な農民へ上昇することはきわめて困難な状況であるといえよう。

一方、農業労働者の非農業部門への移動については、非農業部門での雇用機会は村内の雑業以外にはきわめて限られているのが現状である。先の第20表(B)では14戸のうち1戸のみ町へ転出していたが、どのような生計をたてているのかは不明であった。チュンガレーはラングーンから約25マイルという近郊にあるが、ラングーンへの労働移動はほとんどみられない。ラングーンそのものが大きな失業人口を抱えており新しい雇用機会を提供するような状況にない。むしろ村にとどまる方が、低水準とはいえ生活の安定を確保することになる。

筆者は農業労働者が将来に対しどんな見通しを持っているか次のような質問を用意したがそれに対する答えは彼らの状況をよく反映している。

将来どんな仕事を望んでいますか。

農業労働者	11
米作	8
果樹、野菜栽培	3
家畜飼養	2
工場労働	0
非農業の自営業	0
その他	0

将来もこの村に住み続けたいと思いますか。

村に住み続ける	22
移動したい	0

村内の仕事を見望みますか、村外の仕事を見望みますか。

村内	21
村外	1

このように村外の仕事、あるいは工場労働への就労ということがまったく労働者の念頭におかれていないということは、現実にもそうした機会が彼らの目の前には全然存在していないことの表明であると思われる。村に住みつけ農業に従事するというのが彼らの希望であり予測であるわけだが、米作経営よりも農業労働者の「希望」が多いというのは、農家への上昇の道の狭さが十分認識されているからではないか。

土地委員会は早くから機能停止し、76年9月には組織としても解組されているが、調査した22戸の農業労働者世帯のうち土地委員会に土地配分の申請をしたことがある世帯はゼロであった。実際に配分を行なってこなかっ

たことが申請ゼロの最大の理由と考えられるが、その他には次のような理由があげられた。

農具・家畜がない……………	16戸
労働力が足りない……………	3
耕作資金がない……………	14
耕地を望んでいない…………	2
その他……………	3

この答から、農家への上昇移動を阻んでいる壁としては、土地の他には、先にもふれたように蓄積の欠如ということがひじょうに大きな問題であることが窺える。

農業労働者にとって農具と家畜を揃え、耕作資金を貯えることはよほど条件にめぐまれないかぎり困難である。先にあげたAさんやTさん以外の多くの農業労働者は無産のまま老齢化し、非労働力化してゆが、生活の立たなくなったこうした無産の老人たちのうちには、僧院へ入って人生の終末を迎えようとしている人もいる。体力、資産、あるいは子供からの援助いづれも持たないこうした老人にとり僧院は最後の寄所として大きな救いになっているかのようだった。

(注1) 村の概況、地図および調査方法等については、先に農家経済についてまとめた拙稿「ビルマの杓米供出制度と農家経済」(『アジア経済』第20巻第6号1979年6月)を参照されたい。

(注2) 村の世帯は単一の職業に専念している例はむしろ稀で、複数の副業をもっている場合が多い。それゆえ職業分類の境界線をどこに引くかということはずねに難問である。筆者は、世帯主あるいは主たる家計の支持者がもっとも多くの労働を投入している分野という見方から分類した。また農業従事者については所得高よりも経営地(水田)の有無を分類の基準と考えて、水田保持者はすべて農家としてある。

(注3) Dept. of Economics, Statistics & Commerce, *Economic Papers No. 13, Village Study Series, No. 3, Kyungale*, Rangoon, March, 1957, p. 13 および p. 17.

(注4) 村ではタニッパロウン(1年中という意)と呼ばれている。1年間を同一農家で働く。しかし住み込みではなく通いが一般的。ここでは「年雇」とした。

(注5) ヤーディ・アライ(季節ごとという意)と呼ばれている。稲作期間の約9カ月(5月~1月)を同一農家で働く。「季節雇い」とした。

(注6) クーリーと呼ばれるものはこの地方では、

穴掘りその他の力仕事をこなす日雇い労働者で、サーインッガー(農業労働者)のさらに下の階層とみなされている。ただし農業労働者をレッヤ・クーリー(農業苦力)と呼ぶこともある。

(注7) 1977年のチャットの公定レートは1米ドル=7.3358チャットであり、1チャットは日本円で約40円と換算された。しかし実勢はその2分の1~3分の1の水準にあった。

(注8) 4エーカー未満の米作農家は所得構成の面からいえばむしろ農業労働者世帯というべき存在である。ラングーン大学のイエジョオ村調査ではこうした観点からの分類法が行なわれているようで、5エーカー未満の水田をもつ世帯も農業労働者世帯として区分されている。Tin Tin Aye et al., *Yegyo Kyeiywa Leyaluthamya Luhmu Sibwayei Achei Anei Pya Sittan, Typscript*, Institute of Economics, Rangoon, 1977, p. 32.

(注9) 拙稿 前掲論文。

(注10) 同上論文を参照のこと。

(注11) 高収量品種米は食味が劣り、自由市場では人気がないが、政府への供出では三等米のランクで在来種と変わらぬ100バスケットあたり900チャットで販売できる。このため高収量品種を作付する農民は、これをもっぱら政府に売りつけ、ガチュエなど来種の中の上等米を手もとに残し、できれば自由市場にまわすように工夫している。

(注12) 在来種は成育日数が180日以上のカウチャーと150~180日のカウラが多いが高収量品種のヤジョウII、ジュエワタンなどはすべて150日前後のカウイン(早生種)である。

(注13) Tin Tin Oo et al., *Yegyo Kyeiywa: Luhmu Sibwayei Sittan Thountatchet*, Institute of Economics, Rangoon, 1977.

(注14) 1953年土地国有化法第4章、第10条(ii), Revolutionary Govt. of the Union of Burma, 1953 *Leya mye Nainganpie Pyuloyei Aubadei*, Govt. Printing & Stationary, Rangoon, 1965.

(注15) 同法第1章第3条(iii). Ibid.

III むすびにかえて

さいごに本稿で紹介した事例の要点をとりまとめてむすびにかえたい。

(1) 戦後発表された農村調査事例を検討すると、米作

村ではそれぞれ村の全世帯の15~42%に及ぶ農業労働者世帯を抱えている。植民地時代の下ビルマにかぎらず、現代ビルマの米作村でも農業労働者は農村の一大階層をなしていると推測される。

次に調査村の事例に関しては、

(2) 下ビルマ米作村の一つである調査村もひじょうに多数の農業労働者世帯を抱えている。1976/77年の村の全世帯の27.8%、同じく農業従事世帯の39%が農業労働者世帯であった。

(3) 農業労働者世帯では農家をはるかに上回る家族の多就業状態が見られ、農業労働者世帯の家計の逼迫を物語っている。

(4) 農業労働者世帯と農家の所得格差は、現行の杵米供出制度の下では米作収入と労賃収入の格差ではなく、むしろ副業収入の差に求められる。農業労働者世帯の副業は技能や元手の要らない単純労働によるものが支配的だが、農家は一定の蓄積を必要とする自営業種にもかなり進出している。

(5) 農業労働者世帯と農家の資産保有にはひじょうに大きな格差が認められる。こうした蓄積の差は4)で述べ

たように両者の副業機会に差をつけ新たな所得格差の種を撒いている。

(6) 国有化規制の下にある農地は流動性がきわめて小であり、劣等地のみが耕作主をかなりひんばんに変えている。農業労働者が手に入れるのはたいていの場合こうした劣等地であり、安定的な米作農家に上昇する道はきわめて狭い。さらに農具、家畜を購うだけの蓄積を生み出せないことも農業労働者の農家への上昇を困難なものにしている。

(7) 雇用労働力需要に大きな変動をもたらすような米作上の技術変化はまだ実現されていない。また村外における雇用機会も開けていないので現在のところ農業労働者は米作労働と村内の雑業に生存の基盤をおいており移動はきわめて少ない。

〔付記〕 本稿はアジア経済研究所国際合同プロジェクト「東南アジア農村における低所得階層と社会安定」研究会（滝川勉主査）の1979年度研究成果の一部をなすものである。

（アジア経済研究所調査研究部）